

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 米子市中心身障害者福祉センター

(1) 名称	米子市中心身障害者福祉センター（以下「福祉センター」という。）
(2) 所在地	米子市皆生新田二丁目 10 番 1 号
(3) 構造	鉄筋コンクリート造り 平屋立て
(4) 敷地面積	3,689.58 平方メートル
(5) 建築面積	894.80 平方メートル
(6) 開館日	昭和 58 年 4 月 1 日
(7) 主な施設内容	体育室・大会議室（利用人員 150 人）、浴室（男子浴室 21 平方メートル、女子浴室 21 平方メートル、家族浴室 8 平方メートル）、調理訓練室（48 平方メートル）、作業訓練室（44 平方メートル）、和室（48 平方メートル）、福祉ホール（65 平方メートル）、事務室、保健室、相談室、機械室等 屋外運動場（1,155 平方メートル） ※別添の「米子市中心身障害者福祉センター平面図」参照
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	福祉センターは、障がい者のための機能回復訓練、健康増進、交流の場として設置している。 市の総合計画では、障がい者の自立の支援と社会参加を推進するための施設としており、その実現のため、各種事業を実施する。
(9) 施設の現状	福祉センターは、障がい者の日常生活訓練、社会適応訓練、更生相談、スポーツ・レクリエーション等の障がい者活動の拠点として、多くの障がい者、ボランティア及び関係福祉団体に活用されている。また、リフトバスを運行して、施設利用者等の送迎を行っている。
(10) 施設の運営状況（令和 6 年度）の概要	ア 利用者数 (ア) 米子市中心身障害者福祉センター 9,410 人 (イ) リフトバス 1,226 人 イ 主な自主事業 (ア) 音楽、編物、人形劇、料理、卓球、ボッチャ、サウンドテーブルテニス、グランドゴルフ等の講座 (イ) レクリエーション ウ 管理運営費（支出額の合計） 28,126 千円 ※別添の「令和 6 年度米子市中心身障害者福祉センター運営状況」参照

(2) 米子サン・アビリティーズ

ア 名称	米子サン・アビリティーズ（以下「サン・アビリティーズ」という。）
イ 所在地	米子市皆生三丁目 16 番 20 号
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造り 平屋建て
エ 敷地面積	4,087.53 平方メートル
オ 建築面積	1,728.47 平方メートル
カ 開館日	昭和 62 年 10 月 21 日
キ 主な施設内容	体育館(896 平方メートル) バレーコート(2 面)、バスケットコート(1 面)、卓球(10 台)、テニスコート(1 面)、バドミントンコート(6 面) 及びアーチェリー(4 的) 多目的室(65 平方メートル) 収容人員 30 人 研修室(107 平方メートル) 収容人員 65 人 ※別添の「米子サン・アビリティーズ平面図」参照
ク 施設の設置目的(総合計画との関連性等)	サン・アビリティーズは、障がい者のための機能回復訓練、健康増進、交流の場として設置する。 市の総合計画では、障がい者の自立の支援と社会参加の推進を目的としており、その実現のため、サン・アビリティーズで事業を実施する。
ケ 施設の現状	サン・アビリティーズは、心と身体の機能の回復向上、健康の増進、コミュニケーション及び教養・文化活動の場として、障がい者だけでなく多くの一般市民に活用されている。
コ 施設の運営状況(令和 6 年度)の概要	ア 使用許可件数 2, 219 件 イ 利用者数 20, 529 人 ウ 使用料収入額 890 千円 エ 主な自主事業 車椅子アーチェリー、車椅子バスケットボール、風船バレーボール、ソーシャルフットサル オ 管理運営費(支出額の合計) 18,393 千円 ※別添の「令和 6 年度米子サン・アビリティーズ運営状況」参照

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・ 指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・ 指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・ 利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・ 事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか管理業務の処理に必要な体制の整備。なお、福祉センター及びサン・アビリティーズには、職員のうちから、福祉センター及びサン・アビリティーズの統括責任者として所長1人を置く。

(4) 市が直接行う業務

ア 福祉センター及びサン・アビリティーズの目的外使用の許可その他の市長に専属的に付与された行政処分

イ 米子市中心身障害者福祉センター運営委員会及び米子サン・アビリティーズ運営協議会の開催

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料、サン・アビリティーズの使用料及び自主事業の収入によって賄う。なお、指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者とが協議し、双方で締結する協定において定める。

(6) その他の条件

ア 指定管理者は、福祉センター及びサン・アビリティーズの管理業務を開始する日までに、市及び社会福祉法人養和会から事務引継ぎを受けなければならない。

イ 指定管理者は、福祉センター及びサン・アビリティーズの管理業務の処理に当たり、福祉センター及びサン・アビリティーズの利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力を努めなければならない。

ウ 市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、福祉センター及びサン・アビリティーズの施設等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。